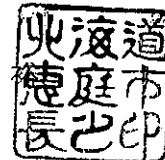


恵庭市年齢60年以上退職者の定年前再任用に関する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第19号

恵庭市年齢60年以上退職者の定年前再任用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、恵庭市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第17号。以下「条例」という。）第12条に規定する年齢60年以上退職者（以下「年齢60年以上退職者」という。）の定年前再任用（同条の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年前再任用に関する取扱い)

第2条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

2 任命権者は、年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第3条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。この場合において当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

(1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容

- (2) 定年前再任用を行う日及び任期の末日
- (3) 定年前再任用をされた場合の給与
- (4) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(定年前再任用の申請)

第4条 定年前再任用の申請は、定年前再任用申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を任命権者に提出することにより行う。申込書の提出は、定年前再任用を希望する年度の前年度9月末日までに行うものとする。

(定年前再任用の選考について)

第5条 定年前再任用職員の選考（以下「選考審査」という。）にあたり、その公正さを図るため、恵庭市職員定年前再任用選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 総務部次長
- (4) 総務部職員課長

3 選考委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、3名以内の臨時委員を置くことができる。

6 選考委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 定年前再任用職員の選考基準の決定に関する事項
- (2) 選考審査に関する事項
- (3) 候補者名簿の作成に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が選考審査にあたって必要と認めた事項

7 任命権者は、前条第1項に規定する申込書の提出があったときは、委員長に対し選考委員会の開催を求めなければならない。

8 委員長は、前項の求めがあったときは、速やかに選考委員会を開催し、選考審査の結果を

任命権者に報告しなければならない。

(選考審査結果の通知)

第6条 任命権者は、申込書を提出した者に対し選考審査の結果について、定年前再任用選考結果通知書(様式第2号)により、申込書の提出があった日の属する年の12月末日までに通知しなければならない。

(採用条件の通知)

第7条 任命権者は、定年前再任用職員として任用しようとする者(以下「定年前再任用候補者」という。)に対し申込書の提出があった日の属する年の翌年の3月末日までに、採用条件を定年前再任用職員の採用条件通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

(定年前再任用の取消し)

第8条 任命権者は、定年前再任用候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、定年前再任用を取り消すことができる。

- (1) 懲戒免職の処分を受けたとき。
- (2) 精神又は身体の障がいによって労働能力を失っていると認められるとき。
- (3) その他前2号に掲げるものに準ずる事由があると任命権者が認めたとき。

2 前項に規定する取消しは、定年前再任用決定取消通知書(様式第4号)により行う。

(人事異動通知書の交付)

第9条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員による人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第2号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- (1) 定年前再任用を行う場合
- (2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員(条例第12条の規定により採用された職員をいう。)が当然に退職する場合

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行

する。

(準備行為)

2 第2条の規定による定年前再任用の手続は、この規則の施行前においても行うことができる。